



# 租税公課の取扱い



「租税公課」とは、国や地方公共団体が法人や個人から徴収する税金や罰金等のことです。

「租税公課を処理するときの原則は損金算入」

租税公課は原則損金算入となります。

一つで、①と同じく法人の所得にかかる税金です（法人住民税）と呼ばれます）。これらの税金も損金不算入となっています。

③ 法人事業税、地方法人特別税 法人事業税や地方法人特別税は、①②と同様に利益の金額に基づいて計算される税金で、決算書でも「法人税、住民税及び事業税」と括りで表示します。しかし法人事業税は、税法上は他の税目と異なり損金算入です。これらの税金は「利益ではなく事業に課税している」と考え費用として認められています。

なお、法人事業税を損金算入できる時期は「申告書を提出した日」となります。たとえば平成30年12月期の法人事業税の申告書を平成31年2月に提出した場合、この法人事業税を損金算入できるのは平成31年の事業年度です。

は平成31年の事業年度です。

② 消費税、地方消費税 消費税および地方消費税の取扱いは、会社の経理方法によって以下の取扱いとなっています。

① 税込経理 「税込経理」とは、売上や仕入等を消費税込の金額で計上する処理方法のことです。たとえば「売上1,080万円、仕入756万円」と計上します。税込経理を採用している会社が消費税を納める場合、納付する消費税額も「売上1,080万円、仕入756万円」と計算され、「税込の消費税80万円」と、仕入756万円に含まれる「仮払の消費税56万円」の差額「24万円」

といった取引を行なった場合、決算書の金額は「売上1,080万円、仕入756万円」となります。先程の事例で考えると、売上1,080万円に含まれる「仮払の消費税80万円」と、仕入756万円に含まれる「仮払の消費税56万円」の差額「24万円」が、納付する消費税額として費用となります。結果的に最終利益は300万円となります。この場合は、費用計上した消費税等は法人税法上も損金算入となります。

② 税抜経理 「税抜経理」とは、売上や仕入等を消費税を含めた金額で計上する処理のことです。たとえば「売上1,080万円、「仕入756万円」として認めた取引を行なった場合、決算書の金額は「売上1,080万円、仕入756万円」と計算され、「税抜の消費税80万円」と、仕入756万円に含まれる「仮払の消費税56万円」の差額「24万円」

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は租税公課の取扱いについて解説します。

脱理士 平井満広

掲載テーマ  
 ①役員の定義と役員給与  
 ②使用者兼務役員と賞与・退職金  
 ③交際費等の取扱い  
 ④寄附金の取扱い  
 ⑤租税公課の取扱い  
 ⑥貸倒損失の処理

## ■緑延消費税額等の損金算入限度額

(1) 緑延消費税額等が生じた事業年度  
損金算入限度額  
=緑延消費税額等×当期の月数／60×1／2

(2) その後の事業年度  
損金算入限度額  
=緑延消費税額等×当期の月数／60

ひらいみつひる

平井会計事務所代表。「会計を通じて人生を豊かにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

れば利益300万円となります。  
ただし、一定の場合（課税売上95%未満等）は「仮受の消費税」から「仮払の消費税」の一部を控除できない（控除対象外消費税額等）といいます）ため、以下の取り扱いがあります。

(a) 資産の購入にかかる控除対象外消費税額等  
資産の購入にかかる控除対象外消費税額等は、一定の要件（課税売上割合が80%以上の場合、資産1個当たりの控除対象外消費税額等が20万円未満の場合、棚卸資産にかかる控除対象外消費税額等）に該当すれば全額が損金算入となります。

一方で、要件に該当しない場合は「緑延消費税額等」として損金算入限度額があります（下図参照）。たとえば、課税売上割合60%の会社が税込1,080万円の機械を購入した場合、控除対象外消費税額等は32万円（80万円×80万円×60%）となります。このうち購入初年度に損金算入できる金額は3万2,000円（32万円×12／60×1／2）です。

(b) 経費の支払にかかる控除対象外消費税等  
経費の支払にかかる控除対象外

消費税等は原則、全額が損金算入となります。  
ただし、交際費等にかかる部分は交際費等の額に含めて計算します。たとえば、課税売上割合70%の会社が税込540万円の交際費等を支払ったとします。税抜経理の場合は支払ったとします。税抜経理の場合は、決算書の交際費に計上される金額は500万円となります。  
また、控除対象外消費税等は12万円（＝40万円×40万円×70%）となります。このケースでは、51.2万円を支出交際費等の額として、交際費等の限度額計算を行なうことはあります。  
法人が受け取る預貯金の利子や利息なども控除対象外消費税等は原則、全額が損金算入となります。

(3) 所得税、復興特別所得税  
所得税、復興特別所得税は損金算入限度額を算出する際の要件です。

配当等から源泉徴収される所得税等は次の取扱いとなっています。

① 法人税から控除する場合  
源泉徴収された所得税等を法人税から控除する場合、所得税等の金額は損金不算入となります。  
法人税から控除しきれずに還付される所得税等は益金不算入（還付附加金は益金）となります。  
源泉徴収された所得税等を法人税から控除しない場合、所得税等の金額は損金不算入となります。

② 法人税から控除しきれずに還付される所得税等は益金不算入（還付附加金は益金）となります。  
源泉徴収された所得税等を法人税から控除しない場合、所得税等の金額は損金不算入となります。

③ 利子税（国税）  
申告期限の延長が認められた場合に、期間に応じて追加で納める税金です。損金算入となります。

④ 加算税（地方税）  
確定申告した税額を納期限に完納しない場合に徴収される税金です。損金不算入となります。

⑤ 延滞金（地方税）  
申告期限の延長による延滞金です。損金算入となります。

⑥ 過怠税（国税）  
過少申告加算金、不申告加算金、重加算金は、損金不算入となります。

⑦ その他  
本来納めるべき税金とその2倍との合計額（10万円の収入印紙の貼り忘れなら30万円）が過怠税となります。過怠税は全額が損金不算入となります。